

令和4年5月27日

## 出産に関する費用に係る消費税相当額の徴収誤りについて

平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされている出産に関する費用について、一部を課税扱いとして消費税を徴収していたことが判明いたしました。

ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げます。今後、対象となる方々への返金手続きを進めてまいります。

### 1 課税扱いとしていた費用

- (1) 妊娠中の分娩時以外（切迫早産、切迫流産等）の入院に係る個室利用料、病衣貸与料、オムツ等の消耗品
- (2) 妊娠中の産婦人科受診に係る選定療養費（紹介状なしで受診した場合の定額負担）

### 2 返金対象

#### (1) 対象期間

平成24年5月～令和4年5月

※民法上の規定（債権の消滅時効10年）による。

#### (2) 対象者数及び返金総額

##### ① 平成26年度以降について

人数：421人（実患者数）

返金総額：344,450円（遅延損害金を除く）

1人あたりの平均額：820円

##### ② 平成24、25年度

精査中

#### (3) 返金対象となる消費税相当額の内訳 R4.5.30追記

入院 個室利用料：1日250～500円、病衣：1日2～5円

外来 選定療養費：初診時50円～500円

※金額は年度によって異なります。

### 3 返金方法

対象者の皆様にお詫びと返金方法のお知らせを郵送します。返送いただいた必要書類を受付後、遅延損害金を加算した額を口座振込にて返金します。

6月中旬から、順次発送する予定です。

### 4 再発防止策

消費税非課税の取扱いに係る国の通知等の内容について再点検し、関係職員に周知しました。今後も周知徹底を図り、定期的なチェックを行うとともに、関係法令等の改正があった場合は、その内容確認を徹底し、再発防止に努めます。

### 5 お問合せ先

〒933-8550 富山県高岡市宝町4番1号

高岡市民病院医事課

電話 0766-23-0204（内線2112） 平日（土日祝日除く）8:30～17:15

E-mail hospiji@city.takaoka.lg.jp